

森林環境税（県税）

森林は、水を蓄え、土砂災害を防止するなど、私たちに多くの恵みをもたらす「県民共有の財産」です。福岡県では、森林を健全な状態で次世代へ引き継ぐため、平成20年4月から福岡県森林環境税を導入しました。

県民の皆さんに納めていただいた森林環境税は、森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策や、森林を守り育てる気運の向上に向けた施策に役立てられています。

●納める人

県民税均等割を納める方

●納める額

個人………年500円

法人………従来均等割額の5%相当額(年1,000円～40,000円)

※上記金額を従来のそれぞれの均等割額に加算

●森林環境税の使いみち

【森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策】

- 荒廃森林の整備：市町村が実施する強度間伐、侵入竹伐採、作業路開設等の森林整備を支援します。
- 間伐実施体制の構築：自伐林家を育成するための技術研修を実施するとともに、林業研究グループによる自伐用機材の導入等を支援します。
- 松くい虫防除対策：市町村が行う被害木の伐倒駆除対策や薬剤散布等の予防対策を支援します。

【森林を守り育てる気運の向上に向けた施策】

- 森林づくり活動の公募：県民の皆さんが自ら企画・立案し、実行する森林づくり活動を支援します。
- 展示林の整備：市町村が行う展示効果の高い森林の整備を支援します。
- 森林の重要性の情報発信：県民の皆さんに様々な機会や媒体を通じて、森林に関する情報を発信します。
また、森林環境税による事業実績等をわかりやすく公表します。



詳しくは、<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/keepforest.html> をご覧ください。

森林環境税の使いみちに関するお問い合わせは、福岡県農林水産部林業振興課(TEL:092-643-3540)まで。

※森林環境税（国税）の創設について

個人については上記の森林環境税（県税）とは別に、平成31年度税制改正において、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税（国税）が創設されました。令和6年度から、個人住民税の納税義務者のうち県内に住所を有する者は、森林環境税（国税）を県民税及び市町村民税の均等割と併せて納めることとなっています（税額についてはP.7の（注1）をご覧ください）。

詳しくは下記の林野庁ホームページをご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyousei.html

事業税

事業税は、道路、港湾などの県の施設を利用して収益活動を行っている事業に対し、その事業を行っている人に、これらの施設に必要な経費を負担していただくもので、個人に対するものと法人に対するものがあります。

個人の事業税

●納める人

次の事業をしている人で県内に事務所または事業所のある人

●納める額

事業の種類				納める額
第1種事業	物品販売業	保険業	金銭貸付業	課税所得の 5%
	不動産貸付業	製造業	電気供給業	
	電気通信事業 <small>(放送事業を含む)</small>	運送業	運送取扱業	
	倉庫業	駐車場業	請負業	
	出版業	写真業	席貸業	
	料理店業	飲食店業	周旋業	
	仲立業	問屋業	両替業	
	演劇興行業	遊技場業	遊覧所業	
	不動産売買業	広告業	興信所業	
	冠婚葬祭業			
第2種事業	畜産業	水産業	薪炭製造業	課税所得の 4%
第3種事業	医業	歯科医業	薬剤師業	課税所得の 5%
	弁護士業	司法書士業	行政書士業	
	弁理士業	税理士業	公認会計士業	
	社会保険労務士業	コンサルタント業	設計監督者業	
	デザイン業	諸芸師匠業	理容業	
	クリーニング業	公衆浴場業 <small>(第1種以外のもの)</small>	歯科衛生士業	
	測量士業	土地家屋調査士業	海事代理士業	
	あん摩・マッサージまたは指圧・はり・きゅう・ 柔道整復・その他の医業に類する事業	装蹄師業	課税所得の 3%	

●個人事業税の計算方法

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{前年の事業の総収入金額}} - \boxed{\text{必要経費}} - \boxed{\text{青色事業専従者控除 又は 事業専従者控除}} = \boxed{\text{所得金額}} \\
 \left(\boxed{\text{所得金額}} - \boxed{\text{各種の控除}} - \boxed{\text{事業主控除}} \right) \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}
 \end{array}$$

・所得金額の計算は、原則として所得税における事業所得及び不動産所得の計算と同じです。
ただし、個人事業税では所得税における「青色申告特別控除」の適用はありません。

・年の途中で事業を廃止した場合は、事業を廃止した年の1月1日から事業を廃止した日までの事業の所得が対象になります。

●申告と納税

申告

- 3月15日までに前年中の所得を県税事務所に申告しなければなりません、

<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税の確定申告書を税務署に提出した人 ・ 県民税・市町村民税の申告書を市役所または町村役場に提出した人 	は、個人の事業税の申告書を提出する必要はありません。
---	----------------------------

ただし、年の途中で事業をやめた人は、やめた日から1か月以内（死亡により事業をやめたときは4か月以内）に県税事務所に申告することになっています。

- 新たに事業をはじめた人は、翌月の10日までに開業届を県税事務所に提出することになっています。

納税

- 県税事務所が送付する納税通知書により、8月31日まで（第1期分）、11月30日まで（第2期分）の2回に分けて納めることになっています。
- ただし、年税額が1万円以下の場合、1回（第1期分）で全額納めることになっています。
- ※納期限が土曜日、日曜日または祝日等のときは、その翌営業日が納期限となります。
- ※上記と異なる時期に納税通知書を送付する場合は、送付される納税通知書に定める納期によります。

※個人事業税の納付方法については、P.56～P.58をご参照ください。

●控除の種類

種 類	内 容
専従者控除	<p>事業主と生計を一にする15歳以上の親族が、専らその事業に従事するときは、次の金額が必要経費となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青色事業専従者……支払給与額 ・白色事業専従者……事業専従者1人について次のいずれか低い方の金額 <ul style="list-style-type: none"> (1)50万円(配偶者である事業専従者は86万円) (2)事業専従者控除前の所得金額÷(事業専従者数+1)
各種の控除	損失の繰越控除（青色申告者のみ） 事業所得の損失は、その損失が生じた翌年から3年間(特定非常災害発生年の場合は5年間)にわたって控除できます。
	被災事業用資産の損失の繰越控除 震災・風水害・火災などの災害により事業用資産に被害を受けた場合には、その損失が生じた翌年から3年間(特定非常災害の場合は5年間)にわたって控除できます。
	事業用資産の譲渡損失の控除 事業に使っていた機械・工具・車両などを譲渡したために生じた損失額についても控除できます。
	事業用資産の譲渡損失の繰越控除（青色申告者のみ） 事業に使っていた機械・工具・車両などを譲渡したために生じた損失額について、損失が生じた翌年から3年間にわたって控除できます。
事業主控除	290万円 (事業期間が1年に満たない場合は月割額とし、月割額で千円未満の端数があるときは千円未満を切り上げる。)

法人の事業税

●納める人

- ・ 事業を行っている法人で、県内に事務所または事業所のあるもの
- ・ 法人ではない社団または財団で、代表者または管理者の定めがあり、かつ、収益事業を行っているもの
- ・ 法人課税信託の引受けを行うもの

●納める額

法人の種別		所得等の区分		税率(注1、注2)						
				平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度			
①	②以外の事業	普通法人等	所得割	年400万円以下の所得	3.4%	3.5%	3.5%	3.5%		
				年400万円を超え年800万円以下の所得	5.1%	5.3%	5.3%	5.3%		
				年800万円を超える所得	6.7%	7.0%	7.0%	7.0%		
		特別法人(※1)	所得割	年400万円以下の所得	3.4%	3.5%	3.5%	3.5%		
				年400万円を超える所得	4.6%	4.9%	4.9%	4.9%		
				軽減税率不適用法人(※2)の所得	4.6%	4.9%	4.9%	4.9%		
	外形標準課税法人 資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える法人(公益法人、特別法人、人格のない社団等、投資法人及び特定目的法人を除く。)	所得割	軽減税率適用法人	年400万円以下の所得	0.3%	0.4%	0.4%	—		
				年400万円を超え年800万円以下の所得	0.5%	0.7%	0.7%	—		
				年800万円を超える所得	0.7%	1.0%	1.0%	—		
				軽減税率不適用法人(※2)の所得	0.7%	1.0%	1.0%	1.0%		
				付加価値割(※3)	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%		
				資本割(※4)	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%		
②	電気供給業、ガス供給業(※5)、保険業及び貿易保険業	下記以外の法人		収入割	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%		
		小売電気事業等、発電事業等又は特定卸供給事業	普通法人等	所得割	—	—	1.85%	1.85%		
			特別法人	収入割	0.9%	1.0%	0.75%	0.75%		
		外形標準課税法人			付加価値割(※3)	—	—	0.37%	0.37%	
					資本割(※4)	—	—	0.15%	0.15%	
				収入割	0.9%	1.0%	0.75%	0.75%		
				付加価値割(※3)	—	—	—	0.77%		
				資本割(※4)	—	—	—	0.32%		
		特定ガス供給業				収入割	0.9%	1.0%	1.0%	0.48%

(注1) 特別法人のうち、特定の協同組合等の年10億円超の所得に係る税率は、平成26年10月1日以後令和元年9月30日までに開始する事業年度が5.5%、令和元年10月1日以後に開始する事業年度が5.7%となります。

(注2) 平成22年9月30日以前に解散した法人については清算所得に対し課税されます。なお、税率は解散の日現在のものが適用されます。

(※1) 医療法人、協同組合などの法人。

(※2) 資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、かつ3以上の都道府県に事務所等を有する法人。外形標準課税法人は、令和4年4月1日以後開始事業年度について軽減税率はありません。

(※3) 付加価値割の課税標準額 = (報酬給与額) + (純支払利子) + (純支払賃借料) ± (単年度損益)

※報酬給与額が収益配分額(報酬給与額 + 純支払利子 + 純支払賃借料)の70%を超える場合には、当該超える額を収益配分額から控除します。

(※4) 資本割の課税標準額 = 「資本金等の額」(平成27年4月1日以後開始する事業年度の「資本金等の額」については、法人の県民税均等割の税率区分となる「資本金等の額」と同じ)

一定の持株会社については、資本金等の額から、当該資本金等の額に総資産に占める子会社株式の帳簿価額の割合を乗じて得た金額を控除します。また、資本金等の額は、下表の「資本金等の額」の区分に応じ、それぞれ各欄の算入率を乗じて得た額の合計額となります。

資本金等の額	算入率
1千億円以下の部分	100%
1千億円超、5千億円以下の部分	50%
5千億円超、1兆円以下の部分	25%
1兆円超の部分	0%

【計算例】

・ 資本金等の額が7千億円の場合

〈1千億円以下の部分〉 1千億円 × 100% = 1,000億円

〈1千億円超、5千億円以下の部分〉 4千億円 × 50% = 2,000億円

〈5千億円超、1兆円以下の部分〉 2千億円 × 25% = 500億円

合計 3,500億円

(※5) ガス供給業は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、導管ガス供給業及び特定ガス供給業のみ。

●申告と納税

法人の県民税と同じ時期に、申告と同時に納めることになっています。2以上の都道府県に事務所または事業所を持っている法人は、所得金額または収入金額を次の基準により各都道府県ごとに分けて申告しなければなりません。（申告と納税の時期については、法人の県民税「申告と納税」を参照してください。）

※会計監査人の監査を要する等のため期末から2か月以内に決算が確定しない常況にある法人は、主たる事務所所在地の都道府県知事の承認を受けて期限を1か月（通算法人は2か月）から最長4か月延長して申告納付することができます。

●分割基準

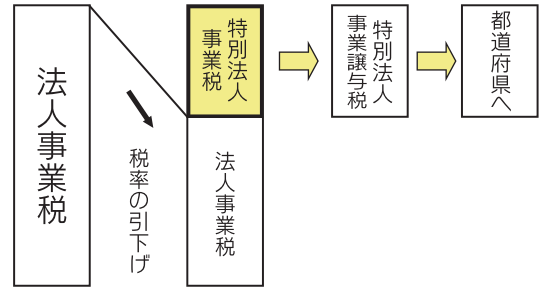
2以上の都道府県に事務所または事業所を設けて事業を行う法人は、下記の分割基準により関係都道府県ごとに課税標準額の総額を分割し、その分割した額を課税標準として事業税を算出します。

事業	分割基準
非製造業	課税標準額の1/2:事務所等の数 課税標準額の1/2:従業者数
製造業	事務所等の従業者数（資本金又は出資金の額が1億円以上の法人:工場の従業者数を1.5倍）
電気供給業	
小売電気事業	課税標準額の1/2…事業所等の数 課税標準額の1/2…従業者数
一般送配電事業	【事業所等が所在するいずれかの道府県において、発電所又は蓄電用の施設の発電等用電気工作物と電氣的に接続している電線路がある場合】 ・ 課税標準額の3/4…事業所等が所在する道府県において、発電所又は蓄電用の施設の発電等用電気工作物と電氣的に接続している電線路（総務省令で定める要件に該当するものに限り）の電力容量（kw） ・ 課税標準額の1/4…事業所等の固定資産の価額
送電事業	
配電事業	
特定送配電事業	【事業所等が所在するいずれの道府県においても発電所又は蓄電用の施設の発電等用電気工作物と電氣的に接続している電線路がない場合】 ・ 課税標準額の総額…事業所等の固定資産の価額
発電事業	【事業所等の固定資産で発電所又は蓄電用の施設の用に供するものがある場合】 ・ 課税標準額の3/4…事業所等の固定資産で発電所又は蓄電用の施設の用に供するものの価額 ・ 課税標準額の1/4…事業所等の固定資産の価額 【事業所等の固定資産で発電所又は蓄電用の施設の用に供するものがない場合】 ・ 課税標準額の総額…事業所等の固定資産の価額
特定卸供給事業	
ガス供給業、倉庫業	事務所等の固定資産の価額
鉄道事業、軌道事業	事務所等が所在する道府県の軌道延長キロメートル数

特別法人事業税

●税の仕組み

平成31年度(令和元年度)税制改正により、地方法人課税における税源の偏在を是正するための恒久的措置として、地方法人特別税・譲与税の廃止にあわせて特別法人事業税・譲与税を創設し、その収入に相当する額を都道府県に譲与することとなっています。



●納める人

法人事業税(所得割又は収入割)の納税義務者

●納める額

課税標準	法人の種類	税率		
		令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
法人事業税所得割額	外形標準課税法人以外の普通法人等	37%		
	外形標準課税法人以外の特別法人	34.5%		
	外形標準課税法人	260%		
法人事業税収入割額	①下記②、③以外の収入金額課税対象法人	30%		
	②小売電気事業等、発電事業等又は特定卸供給事業を行う法人	30%	40%	
	③特定ガス供給業を行う法人	30%		62.5%

※法人事業税所得割額について、上記②の法人に係る所得割額を除きます。

●申告と納税

特別法人事業税は国税ですが、法人事業税と一緒に、都道府県に対し申告納付を行います。

地方消費税

この税は、国の消費税と同様に、広く消費に負担をもとめるもので、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため創設され、平成9年4月1日から施行されました。

●納める人

国内取引…商品やサービスの提供を行った事業者

輸入取引…輸入貨物を保税地域から引き取る人

〔保税地域〕とは、輸入手続きが済んでいない貨物を一時保管できる場所のことをいい、県内では門司港、博多港などにあります。

地方消費税は、消費税(国税)と同様に、国内での商品の販売、サービスの提供および輸入される貨物に対して課税されます。

●納める額

消費税額の78分の22です。標準税率の場合は、これを消費税率に換算すると、

消費税額(国税)7.8%×税率78分の22=地方消費税額2.2%となります。

●申告と納税

国内取引(譲渡割):商品の販売やサービスの提供を行った事業者(個人・法人)が、消費税とあわせて税務署に申告納付します。

輸入取引(貨物割):輸入貨物を保税地域から引き取る人が、消費税とあわせて税関に申告納付します。

●都道府県間の清算

地方消費税は、商品の販売やサービスの提供などの取引が最終的に行われた都道府県の収入となるよう、都道府県間で清算します。

●市町村への交付

県は、地方消費税収入(清算後)の2分の1相当額を県内の市町村に交付します。

●消費税率等の引上げについて

平成26年4月1日から、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」により、地方消費税率が引き上げられました。

区分		適用開始日	平成9年4月1日	平成26年4月1日	令和元年10月1日	
					標準税率	軽減税率
地方消費税率 (消費税率換算)			1% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
参 考	消費税率		4%	6.3%	7.8%	6.24%
	合計		5%	8%	10%	8%

(本表は令和6年4月現在の法令に基づくものです。)

●軽減税率・インボイス制度について

平成28年度税制改正において、令和元年10月の消費税等の税率引上げに伴う低所得者対策として、軽減税率制度が導入されました。

また、消費税の複数税率下において適正な課税を確保する観点から、令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されました。詳しくは以下にお尋ねください。

・軽減税率・インボイス制度の内容に関する相談(国税庁)

専用コールセンター

0120-205-553(フリーダイヤル・無料)

(受付時間)9:00～17:00(土日祝日及び年末年始を除く)

※管轄の税務署にお電話いただき、音声ガイダンスに従い「3」を選択いただいても、専用コールセンターにつながります(通話料がかかります)。

※税務署の電話番号等につきましては、P.66を参照してください。